

# リフォームをお考えのみなさまへ

住宅保証機構2019年10月版

# まもりすまいリフォーム保険

住宅リフォーム瑕疵担保責任保険



### 商品内容のご案内

"もしも"のために利用しませんか?リフォーム工事に「安心」をプラス。

# 検 査

第三者の検査員が、 <u>現場検査しま</u>す。

リフォーム工事時の 検査と保証がセットに なった保険です。

# 保証

欠陥が見つかったら 保証が受けられます。

> 信頼できる 業者選びの 目安になるね!

万が一、 リフォーム工事に 欠陥が見つかっても これなら大丈夫ね!







# これが、まもりすまいリフォーム保険の「5つの安心

## 安心①

欠陥が見つかった場合にもリフォーム登録事業者が、

# 無料で補修します!

万が一、リフォーム工事に欠陥が見つかっ た場合、リフォーム登録事業者が保証書に 基づき無料で補修を行います。

リフォーム登録事業者が負担する補修費用 は保険がサポートしています。



### 安心2

基準に基づき第三者の検査

住宅保証機構より派遣された専門 リフォーム工事の施工状況につい を行います。

### 安心图

万が一に備える事業者は、

# 事業者選択の 目安になります!

この保険を利用できるのは、建設業の許可又は実績等を審査の 上、住宅保証機構に登録された事業者(リフォーム登録事業者) です。万が一のことまで考えて備える姿勢は、安心できる事業者 の証です。

# 安心4

万が一、リフォーム登録事業者が

# 保険金が、 支払われます

リフォーム登録事業者が倒産した場 金は発注者さまに直接支払われるの





第三者が 検査するから 安心ね!



















# 安心日

瑕疵保証のパイオニアとして、

# 30年の実績 サポートしま

住宅保証機構は、住宅瑕疵担保履行 定の保険法人です。また、瑕疵保証 にわたり瑕疵保証制度を運営し、そ づき、より確実な保険を提供している

# いです。

員が、

# 『施します!

の検査 基づき、 て検査



倒産しても、(



合には、補修費用等の保険 つで、万が一でも安心です。

# です!



f法に基づく国土交通大臣指 のパイオニアとして約30年 の検査経験と保証実績に基 ます。

# 保険について、 Q&Aでお答えします。

# Q. 保険を利用するにはどうしたらいいの?

A. まずは、リフォーム登録事業者に工事を発注してください。申し込み手続きは、リフォーム登録事業者が行います。発注者さまは以下の点についてリフォーム登録事業者に確認しましょう。

### 契約前

- ②保険の内容(保険金の 支払い対象や限度額)

契約時

3保証書を確認しましょう。



工事修了後

保険の内容を記載した書面を受け取りましょう。

# Q. リフォーム登録事業者が倒産したら <u>どうするの?</u>

A. リフォーム部分に瑕疵が発見された際に、リフォーム 登録事業者が倒産していた場合は、工事完了時に受 け取った保険付保証明書に記載の 保険取次窓口までご連絡ください。 瑕疵の状況を調査した上で、保険金 が支払われます。

# Q. 料金はいくらかかるの?

A. 工事内容、保険金支払い限度額により料金が異なります。料金の支払いは事業者が行いますが、工事額に含める事も可能なので、最終的に発注者さまが負担する場合があります。

〈工事事例と料金例〉……工事内容により異なりますので、詳細はお問合せください。

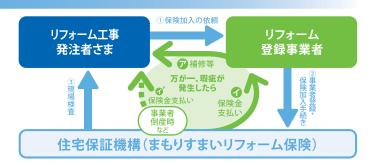
工事事例	工事請負額	保険金支払い限度額	料金
間取の変更、既存建物全体※	980万円	1,000万円	71,680円
太陽光パネル、エネファーム等 の設置とそれに伴う防水工事	280万円	500万円	51,320円
		300万円	44,870円
床暖房の設置	180万円	200万円	36,880円

- ◎料金には保険料及び現場検査手数料が含まれます。
- ◎保険料は非課税、現場検査手数料は税込(10%)です。
- ※既存建物全体のリフォーム工事の場合は現場検査2回分の料金です。

# まもりすまいリフォーム保険のしくみ

### 保険のお支払い

- ●リフォーム工事部分の瑕疵(欠陥)に起因して不具合が見つかった場合、**リフォーム登録事業者が無料補修**を行います。保険金は、その補修費用等に対してリフォーム登録事業者に支払われます。
- ●万が一、リフォーム登録事業者が倒産等により補修等を行う ことができない場合は、リフォーム登録事業者が行うべきで あった補修等の範囲において、発注者さまに直接保険金をお 支払いします。



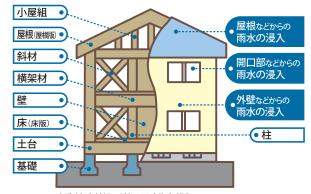
### 保険の支払い対象と保険期間

保険期間は、現場検査完了後、リフォーム登録事業者及び発注者さまの 双方が工事完了を確認した日から始まります。

保険金の支払対象	保険期間	
a. 構造耐力上主要な部分が 基本的な耐力性能を満たさない場合	<b>5年間</b> (ただし、内装・設備り)	
b. 雨水の浸入を防止する部分が 防水性能を満たさない場合	フォームの事由に起因し た損害については1年間	
c. 上記a、b以外の部分が社会通念上 必要とされる性能を満たさない場合	1年間	
d . 基礎を新設する増改築工事部分 ●構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ●雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさない場合	增築特約 10年間	

※転売時に、次の所有者に保険を引き継ぐことはできません。

- a. 構造耐力上主要な部分 及び
- b. 雨水の浸入を防止する部分のイメージ図(例)



木造(在来軸組工法)の戸建住宅(例)

### お支払いする主な保険金

補修費用劃查費用仮住居・移転費用

※機器自体の不具合、柄または色の違い、台風による損害、防音性能・断熱性の不発揮等保険金をお支払いできない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。 ※調査費用、仮住居・移動費用は住宅保証機構が認めた場合に対象となります。

### 1 住宅当たり保険金支払限度額及び支払われる保険金

- ●保険金支払限度額はリフォーム登録事業者が申請時に工事請負金額以上で、100万円~1,000万円の間で設定した金額となります。(100万円単位) ただし、基礎を新設して増改築工事を行う部分の保険金支払限度額は2,000万円です。(増築特約)
- ●発注者さまに直接支払われる場合の保険金(保険金は通常リフォーム登録事業者に支払われます)

( 発注者さまに直接支払われる場合の保険金 · · · · · · · · (補修費用 - 発注者さま自己負担額10万円)×100%※

※リフォーム登録事業者に支払う場合は80%です。

増築特約 とは?

基礎の新設を伴う増改築工事の場合、当該工事部分に「増築特約」をつけてお引き受けします。 「増築特約」の対象部分については、保険期間10年、保険金支払限度額2,000万円となります。

### リフォーム登録事業者の名簿はホームページにて公開中!



安心を、ささえる。未来へ、つなぐ。

# 住宅保証機構株式会社

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル TEL. 03-6435-8870 FAX. 03-3432-0571

まもりす

検索

https://www.mamoris.jp



法律に基づき国土交通大臣から指定を受けた (財)住字リフォート・紛争処理支援センタ-

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター の〔住宅専門の相談窓口〕 0570-016-100(ナビダイヤル) / PHSや一部のIP電話からは03-3556-5147